

高知県特別高圧電気料高騰緊急支援給付金（第3期・第4期）申請等要領

令和6年12月27日制定

I 給付金の概要

1 趣旨

県内で特別高圧電力を使用する鉱工業者並びに商業施設の運営事業者及びその商業施設のテナント事業者に対し、高騰する電気料金の負担を軽減し、県内での事業運営を支援するため、予算の範囲内で、高知県特別高圧電気料高騰緊急支援給付金（第3期・第4期）（以下「給付金」という。）を交付します。

2 交付対象者

給付金の交付対象となるのは、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する事業者です。

- （1） 高知県内に所在する事業所において、小売電気事業者と電力需給契約を締結して特別高圧電力を受電し使用する鉱工業（日本標準産業分類表の大分類C鉱業、採石業、砂利採取業及び大分類E製造業に該当するもの）を営む者
- （2） 高知県内において、小売電気事業者と電力需給契約を締結して特別高圧電力を受電し使用する商業施設を営む者
- （3） （2）の商業施設に入居する事業所において、当該商業施設を営む者から（2）の契約に基づき受電する電力を基とする電力の供給を受け、使用する者（当該供給を受ける電力の月別の使用電力量が明らかで使用電力量相応の電気料金を負担している者に限るものとし、次に掲げるものを除く。）
 - ア 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
 - イ 政治団体
 - ウ 宗教上の組織又は団体

※ （1）から（3）までのいずれも申請日時点において高知県内で事業を営んでおり、本給付金の受給後も高知県内で事業を継続する意思を有している事業者が交付対象となります。

※ （1）から（3）までのいずれも大企業（注）が営む事業所又は商業施設にあっては、令和5年8月から令和6年7月の間に決算期のあった事業年度における当該事業所又は商業施設の営業利益額が前事業年度比で減少している場合に交付対象となります（以下「大企業の営業利益要件」という。）。

なお、（3）の者（以下「商業施設のテナント事業者」という。）のうち、商業施設に入居してからの日数が短く、営業利益額の前事業年度比が算定不能である場合は、大企業の営業利益要件は適用しないものとします。

（注）大企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいいます。また、本給付金の交付において、中小企業者のうち次のアからウまでのいずれかに該当（いわゆる「みなし大企業」）する場合は、当該中小企業者を大企業と取り扱い、以下本要領において「大企業」といいます。

ア 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又

は出資していること。

イ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。

ウ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。

【(参考) 中小企業者の定義】(中小企業基本法第2条第1項関係)

主たる業種	要件 (いずれかを満たすこと)	
	資本金	従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下

※ (1) から (3) いずれの事業者も、以下のすべてを満たす必要があります。

ア 高知県税及び県に対する税外未収金債務を滞納していないこと。

イ 申請者等(代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等)が、暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。)に該当しないなど、別表1に掲げるいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

3 給付金の交付額

給付金の交付額は、次の算定式に基づき、交付対象者ごとの給付金単価に交付対象者が交付対象期間に使用した特別高圧電力使用量等を乗じた額とします。

(1) 算定式

$$\text{交付額(円)} = \text{給付金単価(円)} \times \text{交付対象期間の月毎の特別高圧電力使用量の合計(kWh)}$$

【説明】

① 交付額は、上記算定式で得た値に1円未満の端数を生じた場合は、その端数は切り捨て、一の交付対象者当たりの上限額は5千万円とします。

② 交付対象期間は、令和6年8月から令和6年10月(第3期)、令和7年1月から令和7年3月(第4期)です。

給付金単価 =

・第3期

(2.0円/kWh(令和6年10月のみ1.3円/kWh)) ×

(交付対象者の令和4年12月使用分における特別高圧のkWh単価/33.18円)

・第4期

(1.3円/kWh(令和7年3月のみ0.7円/kWh)) ×

(交付対象者の令和4年12月使用分における特別高圧のkWh単価/33.18円)

※大企業の場合は、上記算定式に2分の1を乗じる

【説明】

- ① 給付金単価は、上記算定式で得た値の小数点第二位を四捨五入した額とします。
- ② 第3期における「2.0円/kWh、1.3円/kWh」及び第4期における「1.3円/kWh、0.7円/kWh」は、国の電気料金負担軽減措置における高压電力料金の1kWh当たりの値引き単価相当額です。
- ③ 「33.18円」は、令和4年12月の高压電力の全国平均kWh単価です。
- ④ 交付対象者が大企業の場合の給付金単価は、上記算定式に2分の1を乗じて得た値の小数点第二位を四捨五入した額とします。
- ⑤ 給付金単価の上限額は、交付対象者が大企業の場合、
 - ・第3期：1.0円/kWh(令和6年10月のみ0.7円/kWh)
 - ・第4期：0.7円/kWh(令和7年3月のみ0.4円/kWh)交付対象者が大企業以外の場合、
 - ・第3期：2.0円/kWh(令和6年10月のみ1.3円/kWh)
 - ・第4期：1.3円/kWh(令和7年3月のみ0.7円/kWh)とする。

4 給付金の交付

(1) 交付申請手続

交付対象者が給付金の交付を受けようとするときは、給付金交付申請書に、誓約書、その他の書類を添えて高知県（以下「県」といいます。）に提出する必要があります。申請手続の詳細は、**Ⅱ 申請手続等**をご覧ください。

交付申請は、「第3期」（令和6年8月から令和6年10月分までの特別高压電力使用量）と「第4期」（令和7年1月から令和7年3月分までの特別高压電力使用量）を分けて、それぞれ申請してください。

(2) 給付金の交付方法

給付金の交付方法（支払方法）は、添付書類「債権者登録申請書」に記載された金融機関の口座への振込とします。

Ⅱ 申請手続等

1 給付金に関する問い合わせ先

申請手続等に関するご質問等は、次の相談窓口にお問い合わせください。

高知県特別高压電気料高騰緊急支援給付金事務局

電話番号：088-823-9541

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ）

2 申請書類

別表2に掲げる申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出と説明を求めることがあります。

また、提出していただいた申請書類は返却しません。

3 申請書類の入手方法

高知県商工労働部商工政策課のホームページから、申請に必要な書類をダウンロードしてください。

【高知県商工労働部商工政策課のホームページ】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151401/>

4 申請書類の受付期間

(1) 第3期（令和6年8月から令和6年10月分までの特別高圧電力使用量）
令和7年1月6日（月）から令和7年2月28日（金）まで

(2) 第4期（令和7年1月から令和7年3月分までの特別高圧電力使用量）
令和7年4月1日（火）から令和7年5月31日（土）まで

※ 第3期分、第4期分をそれぞれ分けて申請してください。

5 申請方法

以下の方法で、申請を受け付けます。

(1) 郵送による受付

申請書類を以下の宛先へ郵送してください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

受付期間最終日の消印有効です。

【宛先】

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁

高知県特別高圧電気料高騰緊急支援給付金事務局

※ 封筒表面に「申請書類在中」と記載してください。また、申請者の住所
とご担当者氏名を必ず記載してください。

※ 郵送料は、申請者にてご負担をお願いします。

(2) オンライン（高知県電子申請サービス）による受付

高知県庁のホームページから申請してください。

※ 添付ファイルのデータ容量の上限は20MBとなっておりますので、添付
の際はファイルサイズにご注意ください。

※ オンラインによる受付は、第3期については令和7年2月28日（金）
まで、第4期については令和7年5月31日（土）までに申請があったものを
有効とします。

6 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査した結果、給付金を交付する旨の決定
をしたときは、「給付金交付決定通知書」により交付対象者に通知します。

なお、申請書類の審査の結果、給付金を給付しない旨の決定をしたときは、「給
付金不交付決定通知書」により通知します。

Ⅲ その他

- 1 給付金を交付した事業者については、事業者名と給付額を公表する場合がありますので、あらかじめご了承のうえ、申請してください。
- 2 書類の不備や内容確認等のため、県が申請者に対し、申請書類に記載された連絡先に連絡をしても不在又は応答のない場合が相当期間続いたとき（申請受理日から起算して1か月が経過した日又は申請受付期間が終了した翌日から起算して15日が経過した日のいずれか早い方の期日に到達したとき）は、申請が取り下げられたものとみなします。
- 3 申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、県は申請者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は県職員が、その事務所等に立ち入り、帳票書類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問すること（以下「調査等」といいます。）があります。
- 4 上記の調査等の結果、申請要件に該当しない事実や不正等が明らかであると判明した場合は、給付金の不交付を決定し、又は交付決定を取り消します。

既に給付金の交付を受けている申請者は、給付金をすみやかに返還するとともに、給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（給付金の額に年10.95%の割合で計算した額）をお支払いいただきます。また、返還金及び加算金が納期限までに納付されない場合は、延滞金が加算されます。

また、申請要件に該当しない事実や不正等が判明し、県が給付金の返還等を求めた申請者については、事業者名等の情報を公表することがあります。
- 5 給付金の交付を受けた申請者は、申請に係る帳簿と証拠書類を給付金の交付のあった受給の日の属する年度の終了後5年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- 6 県は、申請書類に記載された情報については、給付金の交付や調査等に関する事務で使用するほか、以下の場合を除き、使用しません。
 - (1) 税務情報として使用する場合
 - (2) 高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第5条の規定に基づく開示請求を受けた場合
 - (3) 国の行政機関等が給付金の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で県に情報提供（申請書類及び提出資料に記載された情報）の依頼があった場合
 - (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項に該当する場合

【別表 1】暴力団の排除

- ① 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。
- ② 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があること。
- ③ その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であること。
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ⑤ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。
- ⑥ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していること。
- ⑦ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していること。
- ⑧ 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用すること。
- ⑨ その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していること。
- ⑩ その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

【別表 2】申請書類 ※第 3 期分、第 4 期分をそれぞれ分けて申請してください

《高知県特別高圧電気料高騰緊急支援給付金(第 3 期・第 4 期)申請書類》

1 給付金交付申請書(別記第 1-1 号様式(第 3 期用)、第 1-2 号様式(第 4 期用))

- (1) 申請日を記入してください。
- (2) 「1 申請者の情報」は、法人の場合は会社の所在地、個人の場合は代表者の住所を記入するとともに、特別高圧電力を使用している事業所の事業所名や住所等について記入してください。
- (3) 「2 給付金交付申請額」は、「6 交付申請額の計算表」から転記してください。
- (4) 「3 申請者の大企業・みなし大企業・中小企業の判定」は、申請者が法人の場合にのみ記入してください。
併せて、本要領 I の 2 の表【(参考) 中小企業者の定義】を参照のうえ、大企業と中小企業のいずれに該当するのか確認して、大企業に該当する場合はチェック ☒ を入れてください。中小企業に該当する場合は、本給付金の交付において大企業と取り扱う、いわゆる「みなし大企業」該当の有無について、該当する ☐ にチェック ☒ を入れてください。
- (5) 「4 特別高圧電力を使用している事業所の営業利益額」は、大企業に該当する場合は、特別高圧電力を使用している事業所又は商業施設のテナント事業所における「令和 5 年 8 月から令和 6 年 7 月の間に決算期のあった事業年度」と「その一つ前の事業年度」それぞれの営業利益額を記入してください。(大企業の場合は、営業利益額が前事業年度に比べて減少している場合にのみ申請できますので、ご注意ください。)
- (6) 「5 特別高圧電力を使用している事業所の電力使用量と電気料金」は、
 - ① 本申請の対象となる特別高圧電力を使用している事業所の令和 4 年 12 月使用分の特別高圧の電力使用量と電気料金を記入してください。
 - ② 申請する給付対象期間の各月の電力使用量を記入してください。
- (7) 「6 交付申請額の計算表」は、電子データの様式上、「(1) 給付金単価」の「大企業該当のチェック」欄への記入等を除き、「5」で入力したデータの自動計算になります。

2 誓約書(別記第 2 号様式)

- (1) 日付は、申請日と同じ日付としてください。
- (2) 所在地、屋号名、法人名及び代表者職・氏名の欄は、法人の代表者又は個人事業主が自署又は記名押印してください。
- (3) 誓約書 4 行目の (第 3 期・第 4 期) に、どちらの期を申請するか○をつけてください。

3 【添付書類】特別高圧電力を使用している事業所の特別高圧電力の電力使用量等がわかる書類 (1) 令和4年12月使用分の特別高圧電力の小売電気事業者又は商業施設の運営事業者からの請求書等（写し）を提出してください。 (2) 申請する給付対象期間（第3期：令和6年8月から令和6年10月、第4期：令和7年1月から令和7年3月分までの特別高圧電力使用量）各月の特別高圧電力の電力使用量が記載された小売電気事業者又は商業施設の運営事業者からの請求書等（写し）を提出してください。
4 【添付書類】商業施設の運営事業者における電力使用量の内訳書類 (1) 商業施設の運営事業者は、申請対象期間に係る、商業施設の運営事業者自らが使用する各月の電力使用量と商業施設のテナント事業者に供給した各月の電力使用量の内訳が確認できる資料を添付してください。
5 【添付書類】申請者が大企業の場合、特別高圧電力を使用している事業所又は商業施設のテナント事業所における2期分の営業利益額がわかる書類（損益計算書） (1) 申請者が大企業の場合は、本申請の対象となる特別高圧電力を使用している事業所又は商業施設のテナント事業所における令和5年8月から令和6年7月の間に決算期のあった事業年度とその一つ前の事業年度それぞれの営業利益額がわかる書類（損益計算書）を提出してください。様式は任意です。
6 【添付書類】高知県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（別紙1）及び本人確認書類の写し (1) 高知県税の滞納がない旨を証する「<u>納税証明書</u>」を添付する場合は、申請日時点で県税事務所で発行された3か月以内のものに限ります。（<u>第3期申請時のみ提出いただきます</u>。郵送による提出の場合は、原本を提出してください。） (2) 高知県税の滞納がない旨を証する納税証明書の添付によらない場合は、「<u>県税完納情報の提供に係る同意書</u>」（別紙1）に必要事項を記入して、申請者が個人事業主の場合は、個人事業主のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写しを、法人の場合は、法人の代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写しを添付してください。（<u>第3期申請時のみ提出いただきます</u>。） ※ 納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（別紙1）及び本人確認書類の添付がない場合、県内に事業所を有する事業者として認められませんのでご留意願います。

7 【添付書類】 税外未収金債務に関する誓約書兼同意書（別紙2） （1） 必要事項を記入し提出してください。（<u>第3期申請時のみ提出いただきます。</u>）
8 【添付書類】 債権者登録申請書（別紙3） （1） 債権者登録申請書（別紙3）に、振込先の情報（金融機関名、支店・支所名、口座番号、口座名義人のカタカナ）その他必要事項を記入して提出してください。 （2） 法人の場合は、当該法人名義の口座に限ります。また、個人事業主の場合は、個人事業主名義の口座に限ります。 ※ 第1期（令和5年4月から9月まで）又は第2期（令和5年10月から令和6年5月まで）を交付対象期間とした高知県特別高圧電気料高騰緊急支援給付金の申請時に提出した場合は不要です。第1期又は第2期に申請していない場合は、第3期申請時のみ提出してください。

※ 上記の申請書類のほか、必要に応じて追加の書類の提出及び説明を求めることがあります。

※ 提出していただいた申請書類は返却しません。

※ 申請書類一式を手書きで作成する場合は、ボールペンで記載してください。（消せるボールペンは不可。）

※ A4片面印刷とし、ホッチキス等で止めないでください。

（参考） 必要書類の一覧表

記入する書類	給付金交付申請書（別記第1-1号様式（第3期用）、別記第1-2号様式（第4期用））	○
	誓約書（別記第2号様式）	○
添付する書類	特別高圧電力を使用している事業所の特別高圧の電力使用量等がわかる書類（ <u>写しで可</u> ）	○
	商業施設の運営事業者における電力使用量の内訳書類（商業施設の運営事業者のみ対象）	○
	特別高圧電力を使用している事業所の2期分の営業利益額がわかる書類（損益計算書）	○（※）
	高知県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（別紙1）及び本人確認書類の写し	○
	税外未収金債務に関する誓約書兼同意書（別紙2）	○
	債権者登録申請書（別紙3）	○

※ 申請者が「大企業」（みなし大企業を含む）の場合にのみ提出が必要です。